

(3) 食物アレルギー対応訪問

教育委員会は、市立学校との連携の下、「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づく食物アレルギー対応の現状を確認し、より安心・安全な学校給食の提供に向けて「食物アレルギー対応訪問」を行っています。

具体的には、市立学校を訪問し、給食室における除去対応食の調理や、教室における対応の様子、必要書類などについて確認しています。



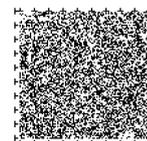
■給食室での対応確認（栄養士・調理員）



■教室での対応確認（管理職）



■教室での対応確認（学級担任）



(4) 各種研修

ア 基礎研修

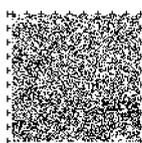
子どもたちの指導に当たる教職員が、食物アレルギーに関する基礎的な知識を身に付けられるよう定期的に共通して受講する研修を位置付けています。



区分	No.	研修名	対象者	主な研修内容、テーマ等
全体研修	1	エピペン投与シミュレーション研修	①転入・新規教職員 ②新年度から食物アレルギー児童・生徒を担当する教職員 ③未受講の教職員 ④前回受講から一定期間が経過した教職員等	東京慈恵会医科大学附属第三病院医師による食物アレルギー・アナフィラキシー症状についての講義及びエピペン投与シミュレーション訓練とご遺族の講話 
校内研修	2	食物アレルギー・アナフィラキシー発症時想定校内訓練（1学期4月当初）	学校教職員等	食物アレルギー・アナフィラキシー発症時を想定した校内訓練を1学期の可能な限り早い時期（1学期の給食開始前）に実施
	3	食物アレルギー・アナフィラキシー発症時想定校内訓練（2学期以降）	学校教職員等	食物アレルギー・アナフィラキシー発症時を想定した校内訓練を2学期の可能な限り早い時期に実施する。 （1学期とは想定内容を変えて実施）

【全体研修を受講した市立学校教職員の感想（一部抜粋）】

- ・調布市だけでなく全国の人々が知ってほしいと思う。知っているだけで命を失わずに済むのだから。
- ・調布に赴任が決まったあと、すごく気が引き締まる思いでした。ご遺族の方のお話が聞いてよかったです。調布の経験を色々な場で生かしていきたいです。
- ・ヒューマンエラーは起きてしまうということを教訓とし、未然防止と起きてしまった場合の両方で考えていくことが大切だと思いました。たいていの研修は未然防止だけで終わってしまうのですが、調布市の研修は事後の流れも詳しく、カードなどの用具も作っていて、安心して働ける職場づくりになっていると感じます。起きてしまった後のガイドラインをしっかりと作成しておかないと現実味の無い研修と架空の知識だけで終わってしまいます。
エピペンや食物アレルギーについて、家に帰ってからでも自主的に調べてみました。
少しでも、アレルギーの子の気持ちがわかるように、安全に学校に来てもらえるように真剣に取り組んでいきたいです。
- ・自身のお子様を事故で亡くされた保護者の方の生の声はとても響きました。ここまで丁寧に研修を受けたことは他地区ではありません。調布市のアレルギーに対する意識の高さを感じました。
- ・遺族の方のお話を伺えたのは、本当に貴重な経験でした。事故は、いつでも誰にでも起こりうることだと捉え、未然防止、事後の対応の手順を「なぜそれが必要なのか」という根拠とともに組織として確立できるようにします。
- ・調布で起きた悲しい出来事は私が小学6年生の時に起きたものでした。当時その話をしていた担任の先生の顔を思い出すくらい、とても記憶にあります。子どもの命を預かる重みを感じることができた研修でした。私は責任を持って、給食指導をしていくことを誓います。



(1) アレルギー対応ホットライン

■東京慈恵会医科大学附属第三病院によるアレルギー対応ホットライン

市は、アレルギー事故の再発防止のため、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を平成25年8月20日に締結しました。

これにより、市立小・中学校や保育園・幼稚園など、子どもが利用する対象施設が、アレルギー症状発現時に、東京慈恵会医科大学附属第三病院が設ける専用携帯電話により、医師に直接、救急搬送の受入れ及びアレルギー症状の判断等に係る相談ができる仕組みを構築しました。



○使用対象

- ・アレルギー症状の発現により、救急搬送を要する場合
- ・アレルギー症状と同様の症状等により、対応判断が困難な場合
※食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般が対象



○使用可能時間等

- ・平日及び土曜日の午前9時から午後5時まで
- ・使用できない日 東京慈恵会医科大学附属第三病院休診日
(日曜日・祝日・祭日、大学記念日5月1日・10月第二土曜日、年末年始12月29日から1月3日まで)

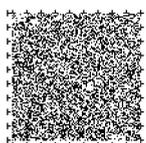
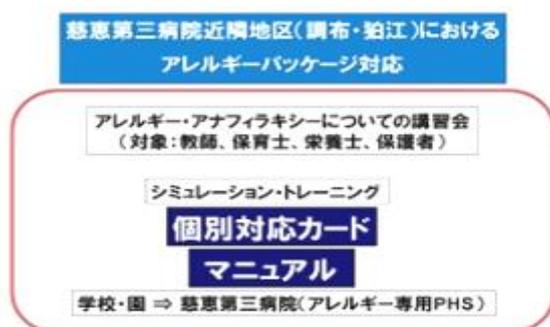
○東京慈恵会医科大学附属第三病院における対応

- ・搬送依頼があった場合、迅速に受入れ態勢を整える
- ・相談があった場合、症状等の聞き取りにより、対応の指示を行う

○東京慈恵会医科大学附属第三病院提案パッケージ

- ・覚書締結に際して、病院からは、医師の専門的な立場と現場の教職員の実情が考慮され、緊急時に実行可能なアレルギー対応として、次の3点の対応をパッケージとして御提案いただきました。

- ① 職員及び保護者向け講習会、エピペン投与を想定したシミュレーショントレーニング
- ② 個別対応カード
- ③ ホットライン



●ホットライン対象施設

主に保育施設の増加に伴い、覚書締結時から74施設（私立学校を含む）増加しています。

- ・平成25年8月時点 177施設（覚書締結時）
- ・平成26年4月時点 182施設（前年比5施設増）
- ・平成27年4月時点 191施設（前年比9施設増，当初比14施設増）
- ・平成28年4月時点 208施設（前年比17施設増，当初比31施設増）
- ・平成29年4月時点 216施設（前年比8施設増，当初比39施設増）
- ・平成30年4月時点 236施設（前年比20施設増，当初比59施設増）
- ・平成31年4月時点 244施設（前年比8施設増，当初比67施設増）
- ・令和2年4月時点 247施設（前年比3施設増，当初比70施設増）
- ・令和3年4月時点 249施設（前年比2施設増，当初比72施設増）
- ・令和4年4月時点 251施設（前年比2施設増，当初比74施設増）

●ホットラインの運用状況

皮膚症状「じんましん・発赤」や呼吸器症状「息苦しさ・喘鳴」など、症状から対応を判断することが困難な場合に、学校で様子を見ていて良いか、病院受診が必要か、などについて相談するケースが多く、現在は、学校生活管理指導表が提出されていない児童・生徒の新規発症時の相談が増えています。（平成25年度から令和3年度まで累計82件）



【ホットラインについての市立学校教職員の感想（一部抜粋）】

- ・慈恵第三病院のホットラインはとても心強い制度である。ぜひ全国に広めてほしい。
- ・宿泊行事・校外学習においても、緊急時には積極的に活用したい。
- ・他地区から異動してきたが、ホットラインで医師に直接相談できることで、子供の命を守るための行動を速やかに取ることができるのはとても有難い。同様の事故を起こさないために、非常に重要なものだと思う。



(2) 「エピペン®」

緊急時個別対応カードの内容に即して教職員がエピペン®を使用することは、緊急やむを得ない措置として行われるもので、使用後の対応については、教育委員会が全面的に責任を持つこととしています。

■ 「エピペン®」とは

「エピペン®」とは、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方するアドレナリン自己注射薬です。

医療機関での救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されており、患者自らが注射できるように作られています。

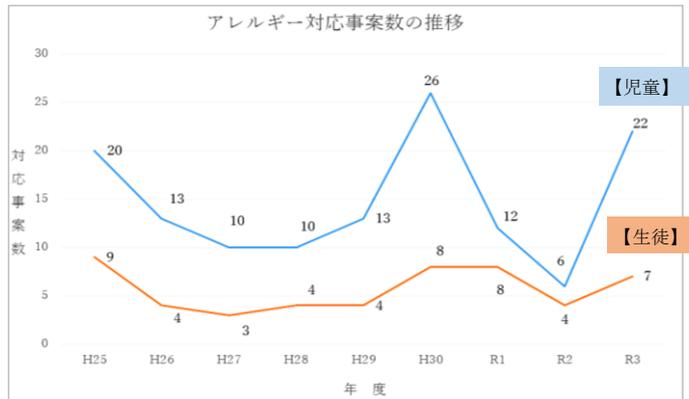
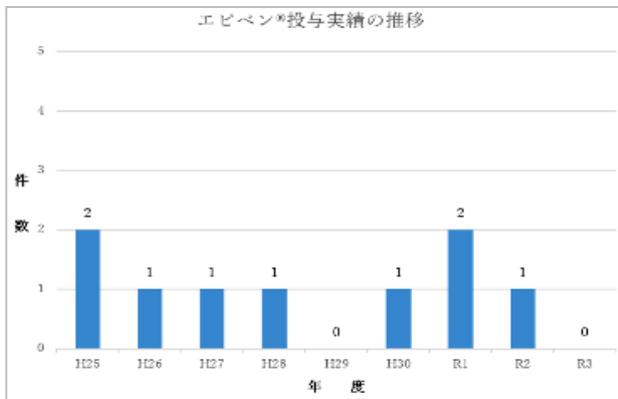
このため、患者が正しく使用できるように処方に際して十分な患者教育が行われることと、それぞれに判別番号が付され、使用した場合の報告など厳重に管理されていることが特徴です。

エピペン®は、医療機関外での一時的な緊急補助治療薬ですから、万一、エピペン®が必要な状態になり使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。

【エピペン®のしくみ】



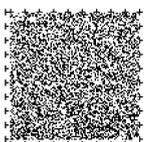
【出典：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）】



○市立学校において、平成25年度から令和3年度までの9年間で累計9件使用しており、平均すると1年間に1回使用していることとなります。

○この9件は、アレルギー対応の必要な児童・生徒が誤って食物アレルギーの原因食物を喫食した「誤食事案」ではなく、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」にアレルゲンとして特定されていない食物を学校給食で喫食したことで発症する「新規発症事案」や、免疫療法として自宅で朝食時に原因食物を喫食し、登校時から給食の時間の前までに発症した事案です。

市立学校では、食物アレルギー対策に取り組む中で、エピペン投与シミュレーション研修等の全体研修や校内研修、管理職研修等の各種研修を定例的に重ねており、その成果として、エピペン®が適切に使用されているものと考えられます。



(1) 給食指導

食物アレルギーのある児童・生徒が、自分の食物アレルギーの状況を正しく理解し、自分の食を自分で管理していく力をつけることや、食物アレルギーのない児童・生徒が、食物アレルギーのある友達の状況を理解し、自分にできることを考え実践し、共に生きる力をつけることを目的とし、「食物アレルギーに関する指導資料（資料5-1-3）」を作成しています。

発達段階に応じて身につけるべき力を明確にすることで、指導内容の充実に努めています。



(2) 市民への情報発信

「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」第6章において、普及啓発に向けた取組について規定し、講演会や食物アレルギー冊子の配布、市ホームページなどを通じて、広く食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発を図っています。

併せて、市長部局と連携し、市民に向けた食物アレルギーに関する情報を発信しています。

(3) 国への要請・取組の情報発信

国や他自治体等の依頼を受け、視察受入や研修会等での取組紹介、専門誌への原稿寄稿など、市における取組について積極的な発信に努めています。

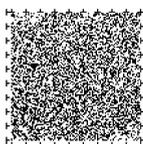
年度	取組発表	団体等
令和4年度	4件	文部科学省、長野県教育委員会、足立区教育委員会、目黒区教育委員会
令和3年度	3件	足立区教育委員会、葉山町教育委員会 ほか
令和2年度	1件	入間市教育委員会
令和元年度	4件	品川区、厚木市、相模原市、川口市各教育委員会
平成30年度	8件	公益財団法人日本学校保健会、鎌倉市教育委員会、奈良県教育委員会 ほか
平成29年度	0件	—
平成28年度	6件	茅ヶ崎市、四日市市各教育委員会 ほか
平成27年度	3件	公益社団法人日本栄養士会、一般社団法人日本調理科学会 ほか
平成26年度	3件	公益財団法人日本学校保健会、日田市教育委員会、久喜市教育委員会
平成25年度	1件	文部科学省

※令和4年度は11月末時点の集計です。

※なお、他自治体での取組紹介については、御遺族のご協力のもと、御遺族のご講話と調布市の取組を一緒に講演させていただいたものも含まれます。



■他団体の研修等において調布市の取組を紹介する様子



(1) 調布市食物アレルギー医療・教育連携会議

ア 目的

- (ア) 学校における食物アレルギー対応の課題や事案等について、調布市医師会・学校・行政が情報共有を行い、学校の実態を踏まえた各職の立場から意見交換し、より適切な対応の在り方を構築する。
- (イ) 不必要な除去を減らすため、医師会指定医療機関によるセカンドオピニオン（保護者への受診勧奨・相談）を実施する。

イ 開催頻度 年に2回 ※定期的に開催する他、必要に応じて臨時で開催。

ウ 構成

- (ア) 調布市医師会から推薦いただいたアレルギー専門医4名
 - (イ) 教育委員会学務課，指導室
- ※市長部局（子ども生活部保育課，児童青少年課，福祉健康部健康推進課）は傍聴

(2) ホットライン運営会議

ア 目的

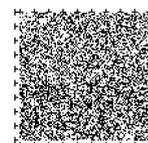
東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と覚書の実効性を高めるために、平成26年度より、情報交換や協議の場として開催する。

施設別対象者数，ホットライン利用件数及び各市の食物アレルギー対応状況について、3者で共有する。

イ 開催頻度 年に2回 定期的に開催

ウ 構成

- (ア) 東京慈恵会医科大学附属第三病院アレルギー専門医3名
- (イ) 教育委員会学務課，子ども生活部保育課，児童青少年課
- (ウ) 狛江市教育委員会



(3) 食に関する検討委員会

ア 目的

- (ア) 児童・生徒が自分自身の健康管理をする力が身に付けられるようにする。
- (イ) 給食指導の充実を図り、児童・生徒の健康増進や食に対する意識を高める。
- (ウ) 食物アレルギーに対する正しい理解を身に付け、食物アレルギーの有無にかかわらず、一人一人の違いが認め合える児童・生徒を育成する。
- (エ) 学校における食物アレルギー対応の課題や事案等について、学校の実態を踏まえた各職の立場から意見交換し、より適切な対応の在り方を構築していく。

イ 開催頻度 年に3回 定期的に開催

ウ 構成

(ア) 委員

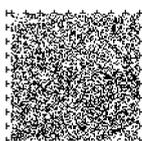
- ・ 中学校校長 ※委員会委員長とする。
- ・ 小学校校長 ※委員会副委員長とする。
- ・ 中学校養護教諭
- ・ 中学校栄養士
- ・ 小学校養護教諭
- ・ 小学校栄養士
- ・ 指導室統括指導主事
- ・ 学務課管理職

(イ) 事務局 教育委員会学務課，指導室

- (ウ) アドバイザー 国立病院機構相模原病院アレルギー専門医
十文字学園女子大学准教授（管理栄養士）



(コロナ禍でのオンライン併用による会議の様子)



これまで、教育委員会は、事故の再発防止に向けて、市の総合計画や教育委員会が策定する調布市教育プランに食物アレルギー対策を位置けるとともに、「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づく取組や、東京慈恵会医科大学附属第三病院とのホットラインの運用に加え、アレルギー専門医等による各種研修や講演を通じ、事故防止と緊急対応を柱とした食物アレルギー対策の推進に取り組んできました。

■今後に向けた取組課題

現在、こうした取組により、市立学校において食物アレルギー対応が必要な児童・生徒が原因食物を喫食したことで体調を崩すという事案は極めて少なくなりましたが、学校生活管理指導表の提出がない児童・生徒に食物アレルギー症状が発現する、または、学校生活管理指導表の提出があっても、原因食物とは別の食物に起因して症状が発現する「新規発症」と呼ばれる事案が増加しています。

また、学校給食を喫食してから一定の時間が経過した後においても、運動負荷の大きいスポーツを行ったことに伴い食物アレルギー症状が誘発される「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」と呼ばれる事案も増加しています。

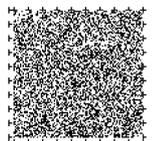
食物アレルギー症状が発現した際には、緊急時個別対応カードの記載内容に即して適切な対応を取ることが求められますが、児童・生徒に食物アレルギー症状が発現した際、必ずしも、学校管理職や養護教諭がいるとは限りません。

通常、対応の指揮を執る教職員が不在の際にも、適切に対応できるよう、教職員一人ひとりの意識を底上げし、「市立学校に在籍する全ての教職員が、緊急時に迅速に対応できる」ことを体現していかなければなりません。

■今後の取組の方向性

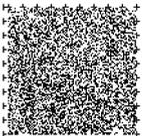
事故が風化することのないよう、市立学校と教育委員会が、日頃から十分に連携していくことが必要不可欠です。教職員の意識啓発・理解の促進に向けて、引き続き、学校教職員を対象とした各種研修を継続するとともに、全市立学校における食物アレルギー対応の状況について教育委員会が確認する「食物アレルギー対応訪問」など、様々な取組を重ねながら、不断の見直し・運用改善に取り組めます。

今後も、市立学校における食物アレルギー対応については、学校関係者や保護者の皆さまはもとより、調布市医師会及び東京慈恵会医科大学附属第三病院をはじめとするアレルギー専門医など、引き続き、多くの方々に御協力をいただきながら、児童・生徒の安全・安心の確保に取り組んで参ります。



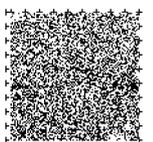
(1) 調布市立学校食物アレルギー対策10年の主な取組

- 平成24年12月 調布市立小学校における食物アレルギー事故
- 平成25年 1月 調布市立学校児童死亡事故検証委員会の設置
- 3月 調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書
調布市教育プランに食物アレルギー対策を位置付け
- 4月 調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会の設置
調布市食物アレルギー医療・教育連携会議の設置
調布市立小学校の学校給食における完全除去，献立対応の実施
統一した専用トレイ(ピンク)・食器(オレンジ縁ライン)の色分けを導入
対応献立表，対応カードの統一様式を使用
小学校就学時健康診断でアレルギー相談を実施
アレルギー対象児童・生徒を把握する手続きと様式の統一化
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(公益財団法人日本学校保健会)」を全教職員に配付
教育委員会の体制整備(担当副参事，担当主幹の配置)
文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」へ教育委員会職員がオブザーバー参加
- 7月 調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書
- 8月 東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市とアレルギー対応ホットライン覚書締結
エピペン投与シミュレーション研修(東京慈恵会医科大学附属第三病院の協力)及び校内研修(学校医の協力)を実施
※対象施設：市立学校28校を含む市内子ども・福祉関連177施設
- 11月 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針策定
食物アレルギー事故再発防止重点的な取組(解説)策定
- 12月 布田小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
- 平成26年 4月 「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」策定
食に関する検討委員会の設置
教育委員会による市立学校への食物アレルギー対応訪問を開始
食物アレルギー対応ヒヤリ・ハットレポートの作成・共有を開始
管理職(校長・副校長)を対象とする食物アレルギー対応研修を実施(国立病院機構相模原病院の協力)
教育委員会の体制整備(食物アレルギー専門員の配置)
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版・DVD作成委員会(公益財団法人日本学校保健会)」へ教育委員会職員がオブザーバー参加
- 12月 第三小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備



平成27年	2月	調布市基本計画に食物アレルギー対策を位置付け
	4月	全校で使用しない食材（そば・ピーナッツ）について専用トレイ（青色）の色分けを導入 市長部局と医師会・専門医との会議や研修・講演会で連携 学童クラブとアレルギー対応児童の情報連携 調布消防署とアレルギー対応児童・生徒数を情報共有 「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）」を全市立学校に配付
	12月	第一小学校・滝坂小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
平成28年	4月	調布市医師会の指定医療機関によるセカンドオピニオン（保護者への受診勧奨・相談）を実施 東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市とのアレルギー対応ホットライン専用のPHSを携帯電話へ回線変更 エピペン投与シミュレーション研修で御遺族から講話
	12月	北ノ台小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
平成29年	3月	<u>「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」改訂</u>
	4月	全校で使用しない食材に従来から給食で使用していない非加熱の魚介類生卵を追加
平成30年	4月	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（公益財団法人日本学校保健会）」改訂委員会へ教育委員会職員がオブザーバー参加
	12月	若葉小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
平成31年	3月	<u>「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」改訂</u>
	4月	全校で使用しない食材に種実類10種（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）を追加 進級時面談時期を2学期まで前倒し可能とするスケジュールの弾力化
(令和元年)	12月	緑ヶ丘小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
令和2年	3月	<u>「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」改訂</u>
令和3年	3月	<u>「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」改訂</u>
	4月	新型コロナウイルスの感染拡大により、全体研修を集合形式から動画配信形式へ変更して実施 中学校で学校・保護者に加え、生徒本人に詳細献立表を配付
令和4年	3月	<u>「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」改訂</u> 柏野小学校に食物アレルギー対応専用調理室を整備
	4月	新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、全体研修を集合形式とオンライン形式を併用して全教職員を対象に実施
	7月	文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」へ教育委員会職員が参加

※下線は、「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」の改訂経過を示すものです。



(2) アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。

二 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けられるようにすること。

三 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けられるよう体制の整備がなされること。

四 アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（医療保険者の責務）

第六条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

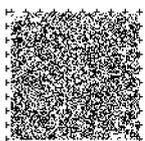
第七条 国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

（学校等の設置者等の責務）

第九条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。



(法制上の措置等)

第十条 政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アレルギー疾患対策基本指針等

(アレルギー疾患対策基本指針の策定等)

第十一条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 アレルギー疾患対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、適時に、アレルギー疾患対策基本指針に基づくアレルギー疾患対策の効果に関する評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アレルギー疾患対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十二条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アレルギー疾患対策基本指針の策定のための資料の提出又はアレルギー疾患対策基本指針において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画)

第十三条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

第三章 基本的施策

第一節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

(知識の普及等)

第十四条 国は、生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及、学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関し必要な事項その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する国民の認識を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の改善)

第十五条 国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するよう、大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善の推進その他の生活環境の改善を図るための措置を講ずるものとする。

第二節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

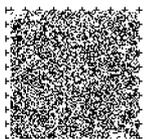
(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十六条 国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十七条 国は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患を有する者に対し適切なアレルギー疾患医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が定めるもの、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。



第三節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第十八条 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患を有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患を有する者に対しアレルギー疾患医療を適切に提供するための学校等、職場等と医療機関等との連携協力体制を確保すること、学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的又は教育的援助に関する研修の機会を確保すること、アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する相談体制を整備すること、アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進することその他のアレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第四節 研究の推進等

第十九条 国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹り患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するよう、その治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体が行う基本的施策

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第十四条から第十八条までに規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

第四章 アレルギー疾患対策推進協議会

第二十一条 厚生労働省に、アレルギー疾患対策基本指針に関し、第十一条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、アレルギー疾患対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

第二十二条 協議会の委員は、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、アレルギー疾患医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 協議会の委員は、非常勤とする。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。



(3) 調布市教育委員会によるコメント

平成24年12月20日に、調布市立小学校の児童が、学校給食を喫食後、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで亡くなるという事故から10年となりました。

この事故を契機とし、国は、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成27年3月には「学校給食における食物アレルギー対応指針」を定め、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示すとともに、平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」を施行しました。

調布市は、平成25年8月に東京慈恵会医科大学附属第三病院と「アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結し、学校や保育園など、子ども関連施設で専用回線によるアレルギー症状の相談や、継続的に研修に取り組む仕組みを構築し、適切なアレルギー対応の向上に向けて、着実に実践を重ねて参りました。

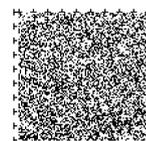
この間、調布市教育委員会は、平成25年11月に「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」を定めるとともに、平成26年4月に「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、事故防止と緊急対応を柱とした食物アレルギー対策の不断の見直し・運用改善に取り組んで参りました。

また、食物アレルギー対策に係る各種会議を設置し、アレルギー専門医等の御協力の下、学校の実態を踏まえ、より適切なアレルギー対応の在り方について協議・検討を進めて参りました。

さらに、学校施設の老朽化対策に伴う給食室の改修工事に合わせて、食物アレルギー対応専用調理室を整備するなど、ソフト・ハード両面での対策を講じながら調布の児童・生徒の安全・安心の確保に取り組んで参りました。

今後も、調布市教育委員会は、引き続き、次期調布市教育プランや次期調布市総合計画に食物アレルギー対策を位置付け、学校関係者や保護者の皆様はもとより、アレルギー専門医や大学教授をはじめとする有識者など、多くの関係者との更なる連携の下、事故が風化することのないよう、再発防止に取り組んで参ります。

令和4年12月 調布市教育委員会



(4) 日本アレルギー学会・世界アレルギー機構理事長からのメッセージ

2012年12月20日に起きた調布市の事故から早10年が経過し、改めて月日が経つのは早いものだと思います。

2008年に日本学校保健会から発刊した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の普及啓発の最中に起きた大変痛ましい事故でした。

ご両親と面談する機会を頂戴し思いを共有させて頂きました。調布市の委員会、文部科学省の委員会にも委員として参加させて頂き、調布市での事故の背景や問題点を全国レベルでの再発防止策に繋げることができました。

2013年には9年ぶりのアレルギー疾患に関する全国調査、2015年には管理指導表に基づいた対応、給食指針などの資材を作成し全国の学校での食物アレルギー・アナフィラキシー対応は大きく前進しました。

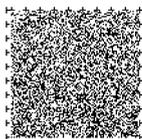
また、日本にアナフィラキシーガイドラインが存在していないことに危機感を覚え、2014年に日本アレルギー学会から「アナフィラキシーガイドライン」を発刊し、アナフィラキシーの初期対応を全国に広めるきっかけにもなりました。

2013年秋に私が主催した第50回日本小児アレルギー学会で追悼シンポジウムを企画しご両親にご参加頂き全国の小児アレルギーに関わる医師にとっても大きなメッセージを頂きました。私が学校関係者に講演する際にはお嬢さんの作られた版画と詩をいつも冒頭に紹介させて頂いてから講演をしています。

今回、調布市教育委員会で10年の歩みを纏められたことも事故を風化させないという強い意志の現れと感じました。

日本アレルギー学会でもアナフィラキシーガイドラインを8年ぶりに改訂しました。日本アレルギー学会や世界アレルギー機構ではアナフィラキシーによる死亡がゼロになることを目指してこれからも対策に取り組んでいきたいと思っております。

令和4年12月 日本アレルギー学会・世界アレルギー機構理事長
国立病院機構相模原病院臨床研究センター長
海老澤元宏



(5) 東京慈恵会医科大学附属第三病院からのメッセージ

2012年（平成24年）12月21日金曜日の午後であった。休憩中の私の目にネットメディアのニュース記事が飛び込んできた。

「調布市内の小学校で牛乳アレルギーのある小学5年の女子児童が給食後に体調不良を訴え、搬送先の病院で死亡した。アナフィラキシーショックで死亡したとみられる。」と綴られていた。

それからしばらくの間、このニュースはマスコミで盛んに取り上げられていた。何が起きたのか早く詳細を知りたいと思ったが、何も分からぬまま日が過ぎて行った。私は小児科の中でもアレルギーを専門としている。その私にとって大きなショックだったのは、私の診療拠点である調布市の子どもがアレルギーで亡くなったという事実であった。

私は考えた。事故は非常に痛ましい。しかし沙清ちゃんは生き返らない。それならば、沙清ちゃんの死を無駄にしないため、残された私たち大人が何かを成すべきではないか。調布市教育委員会をはじめとする関連の方々も全く同じ思いを抱かされていたはずだ。

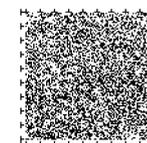
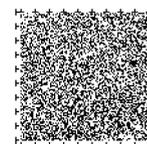
翌月から、私が所属する小児アレルギー学会や調布市医師会を通じて、食物アレルギー対策に関わらせて頂く事となった。協議を重ねる中で、当時の谷口郁夫第三附属病院長から「ホットライン」の示唆を頂いた。

はじめは救急隊と当院の間でホットラインを設定しようと考えたが、うまく行かなかった。しかしその後、調布市教育委員会（当時）の秋國光宏氏らと話し合う中で、子供の現場と私たちをつなぐ「アレルギー・ホットライン」を着想したように記憶している。そしてその年の8月、調布市、狛江市、当院で覚書を締結することができた。

以上を文字にしてしまうと、難なく進んだように思われそうだが、実際は教育委員会も私も必死であった。それからの実績は本冊子によくまとめられている。

もし今、10年前と同じ状況が生じたとしても、その命は救われるに違いない。はたして天国の沙清ちゃんはこの10年の歩みをどう見ておられるだろう？

令和4年12月 東京慈恵会医科大学附属第三病院
小児科診療部長 勝沼 俊雄



(6) 公益社団法人調布市医師会からのメッセージ

幼少時から経過を見ていた沙清さんが給食後にアナフィラキシーで亡くなったと最初に聞いたのは、保健センターたづくりで健診をしている時でした。

警察から話を聞きたい、との電話がクリニックにあったことをスタッフが伝えてくれたのです。ショックで凍り付いた思いでした。

その後状況がだんだんと分かって来ましたが、それを聞くにつれて、今まで一個人として、エピペンを持ってもらったり、学校で食物アレルギーの講演をさせてもらったりと対応してきましたが、結局何の役にもたたなかったという無力感と、もっと出来ることはなかったのか、という自責の念を感じている毎日でした。

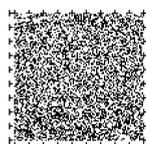
その後医師会の会員として、事故検証委員会、再発防止検討委員会、食物アレルギー医療教育連携会議に参加する機会を得て、多少なりともルール作りのお手伝いをさせていただきました。

市役所の皆様や学校の先生方、慈恵第三病院小児科はじめアレルギー専門の先生方のご協力もあり、この10年のあゆみにある通り、対応が無理なくきめ細やかにできるようになってきたと思います。医師会員として、感謝申し上げます。

10年が経過してたしかに一つの区切りとはなりますが、大切なのはこれで完成、終了というわけでなく、これからも検討を続けて、更なる改善を重ねていかなければならないことだと思います。

今後も医師会としてできることをお手伝いできれば、と思っています。

令和4年12月 公益社団法人調布市医師会
ささもとこどもクリニック
笹本 和広



(7) 御遺族から寄せられたメッセージ

娘が突然旅立っていったあの日から、早くも10年という時間を重ねました。

悲しみというものは時を経ても減ることなく、今も私たち家族それぞれの心の中に、当時のままに満ちております。

折々の季節に遺してくれた、彼女のさまざまな言葉や表情を想う日々を、変わらず過ごしています。

しかし一方で、年月を経るにつれ娘の存在が私たちだけのものではなく、社会のあちこちに痕跡を残し始めていることも感じています。

食事の場でアレルギーについてあらかじめ尋ねられることも普通のことになりました。数多くの子どもたちやその家族が、暮らしの中で負担を感じながら生活をしていることも周知のことになってきたように思います。

食物アレルギーとは決して特殊な病や人間としての欠陥ではなく、誰にでも起こりえることであり、誰にも責任のない、突然のように身体に起きうる事態であること。

だからこそ学校や社会全体で、不安に陥る子どもやその家族に対して理解ある支え合いを実現せねばならないこと。

これらについて共通の理解が得られる素地が社会に醸成されつつあることも感じています。

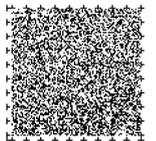
海老澤元宏先生や勝沼俊雄先生を始め、長きにわたり医学面から啓蒙と具体的な施策の構築に尽力いただいた方々、また子どもたちを守る仕組みを教育や行政面から地道に作り上げていこうと努力いただいた方々に、この場で改めて御礼を申し上げたいと思います。

人間の意識もそれぞれの組織も変わってゆくなかで、常に娘のことを気に留めていただいた全ての方々に感謝いたします。皆さま方の手で、社会は変えられていくのであらうと思います。

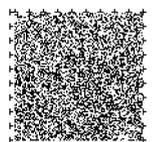
生きていれば、娘はそろそろ社会に飛び出していく年頃です。

科学者になって身体のことを研究したいなあと漏らすこともあった彼女の意思が、少しでも結実し、今を生きる子どもたちが負担なく輝かしい未来を迎えることができればと思います。

どうぞ引き続きの御助力を、心よりお願い申し上げます。



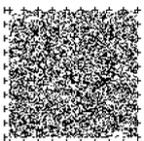
令和4年12月20日 遺族一同



■調布市の食物アレルギー対策については、参考として活用いただけるよう各種様式等を含め、市ホームページで公開しています。下記QRコード・URLよりご覧ください。



<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/0000000000000/1498783310630/index.html>



登録番号 (刊行物番号)
2022-137

調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ

発行日

令和4年12月

発行

調布市教育委員会

編集

調布市教育委員会学務課

〒182-0026 調布市小島町 2-36-1

Tel 042-481-7476 Fax 042-481-7739

E-mail gakumu@city.chofu.lg.jp

